

移動等円滑化取組報告書（軌道車両）

（令和7年度）

住 所 東京都立川市泉町1078番92

事業者名 多摩都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 宏二

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

② 軌道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○バリアフリーに関するマニュアルの整備	・バリアフリーマニュアルに基づき計画的な教育・訓練を実施する。	・バリアフリーマニュアルを使用し、計画的に運輸系社員（運転・駅務）に教育・訓練を実施した。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○無人駅における案内サービスの改善	・無人駅における旅客誘導案内として、適宜、既存設備（インターホン等）を使用した適切な案内を実施する。	・既存設備のインターホンの他、キーボードや音声入力機能が付いたインターホンを導入し、適切な案内を実施した。 ・高齢者への接し方を含む接遇研修を実施した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○運行状況など 情報発信の強化	・ 駅改札付近に設置している案内表示装置や急告板などを使用して、適宜必要な情報を提供する。	・ 無人駅の改札付近に設置している情報発信用お客様案内モニター（デジタルサイネージ）を使用し、運行状況などの情報発信を行った。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○係員の接遇レベルの向上	・ 新入社員に対する心のバリアフリーについての研修を実施する。 ・ 運輸系社員（運転・駅務）による定期教育において、実車や駅構内で 車椅子・アイマスク・白杖等を利用した実践的な教育を実施する。	・ 新入社員に対し、心のバリアフリーに関する総合的な研修を実施した。 ・ 運輸系社員（運転・駅務）による定期教育において、実車や駅構内で車椅子・アイマスク・白杖等を利用した実践的な教育を実施した。 ・ 外部講師による、バリアフリー教育を運輸系社員に対し実施した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての軌道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
○お客様案内モニター等を活用した周知	・ 駅に設置しているお客様案内モニター等により、バリアフリー設備の適正利用に関する広報活動及び啓発活動を実施する。	・ 「声かけ・サポート」運動のポスターを掲示するとともに、お客様案内モニターにも表示を行い、広報活動並びに周知を実施した。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページに記載

(4) その他

特に無し

Ⅱ. 軌道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和8年3月31日現在)

軌道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
跨座式鉄道	16 編成 64 (両)	16 編成 64 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	16 編成	0 編成
(合計)	16 編成 64 (両)	16 編成 64 (両)	16 編成	0 編成	0 編成	16 編成	0 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	